

### 3-1 都市づくりの目標

#### 1. 将来都市像

##### 【基本理念】

総合計画の「まちの将来像」と「5大目標」を都市づくりの基本理念とします。

『協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら』

- 郷土を愛する豊かな心を育て、地域文化を創造するまち
- 健康で生きがいと支えあいのあるまち
- 安心・安全・快適な住みよいまち
- 魅力ある資源を活かす地場産業の活性化したまち
- みんなで考え、力を出し合う、自立したまち

##### 【将来都市像】

本町を取り巻く社会情勢は非常に厳しいものがありますが、一方で①多雪であるが、内陸部や留萌、石狩地方のような暴風雪は少なく産業・交通への影響は比較的少ない。②社会福祉の施策等について外部の評価が高い。③平成30年に高速道余市ICの供用が予定され、小樽・札幌へのアクセスが飛躍的に改善される、など本町の潜在能力を高める要素もあることから、これらや基本理念、住民意向調査結果及び人口減少・少子高齢化に対応した、都市機能の中心市街地への集積及び中心市街地未利用地の利活用などを踏まえ、本計画の将来像を下記のように定めます。

「人と自然が共生し、  
優しさがあふれるコンパクトなまち“ふるびら”」  
～海の恵みとシコロの魂を継承する持続可能な地域の構築～

#### 2. 都市づくりの目標と方針

##### 【都市づくりの目標】

将来都市像の実現のためには、町民参加のルールによる多様な主体と行政との協働により、都市計画や都市整備を推進し、活力ある市街地の再生や、緑豊かな景観を持つやさしく安心で住みよい市街地形成を図る必要があります。また、適切な都市計画の導入により、市街地の拡大抑制を基調としつつ、既存都市基盤を有効に活用しながら都市機能の集積と中心市街地の活性化により、都市の魅力や活力の向上と、行政コスト増大の抑制を図ることが求められています。本計画の目標は以下の通りです。

- 生活** ①郷土の誇りと地域コミュニティの充実した都市づくり  
②安心・安全で優しさがあふれる都市づくり
- 環境** ③豊かな自然を保全・活用した快適な都市づくり  
④低炭素・循環型社会をめざした都市づくり
- 経済** ⑤都市運営コストの軽減をめざしたコンパクトな都市づくり  
⑥地域資源を活用した元気な都市づくり

### 【都市づくりの方針】

都市づくりの目標を達成するため、以下の方針を定めます。

- ①郷土の誇りと地域コミュニティの充実した都市づくり
  - 郷土の歴史継承と文化財の保存
  - 青少年や高齢者がともに学習・交流出来る場づくりの推進
  - まちづくり活動の拠点形成と地域連携体制の構築
  - 高齢者や障がい者が安心して生活できる地域ネットワークづくりの推進
  
- ②安心・安全で優しさがあふれる都市づくり
  - 消防・救急や広域医療体制の充実
  - 官・民が連携した便利な交通ネットワークの構築
  - 安心して子供を産み、育てることが出来る地域支援体制の構築
  - 地震、津波及び洪水など災害に強い施設作りと防災・減災体制の構築
  - 町民が交流するスポーツ活動の拠点形成
  
- ③豊かな自然を保全・活用した快適な都市づくり
  - 快適で暮らしやすい秩序ある市街地形成の推進
  - 風光明媚な海岸線の保全・活用
  - 農林水産業や豊かな自然を活用した観光・交流の促進
  
- ④低炭素・循環型社会をめざした都市づくり
  - 再生可能エネルギーの利用や緑地保全の推進
  - 環境負荷の低減をめざした廃棄物処理
  
- ⑤都市運営コストの軽減をめざしたコンパクトな都市づくり
  - 市街地のコンパクト化による効率的な都市基盤の整備推進
  - 町民との協働による都市施設の設置、維持管理の推進
  
- ⑥地域資源を活用した元気な都市づくり
  - 古平の魅力や地域資源及び観光情報の発信
  - 豊か自然と新鮮な海の幸などを活かした観光産業の育成と振興

### 3.将来人口等の目標

#### (1)将来人口の設定

本町の人口動態は、経済情勢や少子化などさまざまな要因により人口が減少しており、将来的に人口増加を想定することが難しくなっています。総合計画策定時のコーホート法<sup>※1</sup>による推計結果（平成17年国調を基本）では、平成32年行政区域人口3,030人とされていますが、様々な施策を講じる事により、計画最終年（平成32年）人口を3,200人と設定しています。

	平成2年 実数	平成7年 実数	平成12年 実数	平成17年 実数	平成22年 実数	平成27年 推計	平成32年 設定
行政区域人口	4,967人	4,654人	4,318人	4,021人	3,803人	3,331人	3,200人

（総合計画時のコーホート法による推計、平成22年は住民基本台帳人口）

本計画の将来人口は、総合計画の目標人口を勘案し、トレンド計算<sup>※2</sup>（平成2年～平成22年の国勢調査人口）により、以下のように設定します。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成32年	平成42年
行政区域人口	4,318人	4,021人	3,611人	3,200人	2,800人
都市計画区域人口	4,165人	3,883人	3,504人	3,100人	2,700人
用途地域人口	3,768人	3,515人	3,196人	2,800人	2,400人

#### (2)土地需要量の設定

平成22年度の国勢調査人口では、都市計画区域内人口密度は5.1人/ha（グロス<sup>※3</sup>）、用途地域内人口密度量は22.4人/ha（グロス）、30.6人/ha（ネット<sup>※4</sup>）であり、人口が減少している現状では市街地の拡大は想定しないで内部充実型のまちづくりを推進していきます。ただし、町の基幹産業である漁港関連用地や、医療施設用地・学校用地については非可住地であり、必要に応じて用途地域の拡大を想定します。

	平成17年	平成22年	平成32年	平成42年
都市計画区域面積	682ha	682ha	682ha	682ha
用途地域面積	142.6ha	142.6ha	156ha	156ha

※1 コーホート法：男女別5歳階級別人口の国勢調査における5年間の増減率を算出し、その増減率が今後も継続すると仮定し、男女別・年齢別人口を推計する方法のことです。

※2 トレンド計算：過去の動態（トレンド）が将来も同じように推移するという考え方により、過去の経年データから統計的に解析し、将来を予測する方法です。

※3 グロス：道路や公園など、住宅の宅地以外の土地を含んだ総面積に対する人口密度のことです。

※4 ネット：道路や公園など、宅地（住宅敷地）以外の面積を除いた面積に対する正味の人口密度のことです。

### 3-2 将来都市構造

将来都市像を実現するため、「ゾーニング」、「骨格・軸」、「拠点」となる要素をもって、将来都市構造を構成します。

- ・ゾーニング：市街地と農地・国定公園などの自然環境が調和し、共生が図られる土地利用の区分を表示します。
- ・骨格・軸：都市を構成する交通網や河川・農業地帯など地理的要素を示すものを骨格として、また様々な機能を連携するものを軸として表示します。
- ・拠点：様々な交流や都市活動、産業振興、レクリエーションなど一つのテーマにそって機能を集積させるものを拠点として表示します。

#### 1.ゾーニング

ゾーニングは上位計画である総合計画などから下記のように定めます。

##### ●人と海との共生ゾーン

西部地域は本町の基幹産業である漁業・水産関連業が集積しており、今後も生産基盤等の整備更新に努め、磯焼け対策への対応・景観環境保全・観光活用など「人と海との共生」を目指す場として位置づけます。

##### ●人と自然との交流ゾーン

市街地の玄関口に位置する歌棄町の家族旅行村周辺は海岸を見下ろす、自然が豊かな場所であり、「人と自然との交流」を図る場として位置づけます。

##### ●人と人とのふれあいゾーン

東部地域は既存の各種生活基盤施設の有効活用を図りながら、快適で「安全・安心」な都市空間の形成を図る場として位置づけます。

#### 2.骨格・軸

本町を構成する主要な骨格・軸を下記に設定します。

##### (1)骨格

骨格		役割	構成
①交通骨格	a) 広域骨格	・都市及び地域間の人・物の流れを分担する交通	国道 229 号（3・5・3 入舟線） 道道古平・神恵内線（3・5・2 東大通線）
	b) 都市内骨格	・都市内における住民の主要な移動・交通を担う	3・4・1 大通線、3・4・4 西大通線、 3・5・5 山岸通線
②自然骨格		・都市景観形成上重要となる河川・丘陵の主要なもの ・市街地内外の境界を明確にする農業地帯	古平川、冷水川、チョペタン川、丸山川、丸山保安林、港町丘陵、 浜町丘陵、沢江町丘陵 海岸線（二セコ積丹小樽海岸国定公園） 農業振興地域

## (2) 軸

### ● 緑の軸

沢江町の古平隊道付近から浜町、港町を経て丸山岬に至る丘陵部を「緑の軸」と位置づけ、緑地の保全や町民の健康増進のための里山フットパス<sup>※1</sup>として整備・活用を図ります。

### ● 観光レクリエーション軸

歌棄町の海水浴場から丸山岬にいたる海岸部は「観光レクリエーション軸」と位置づけ、町民や来訪者の健康増進のための海岸フットパスとして整備・活用を図ります。

## 3. 拠点

本町の都市及び産業、観光の拠点を下記に設定します。

### (1) 都市拠点

#### ● 役場周辺地区

浜町の国道周辺地区は役場、警察、郵便局などの行政施設や金融機関、日常買い回り店などの生活利便施設が集積する地区として、今後もその機能を維持・強化する整備を進めていきます。

### (2) 産業・観光拠点

#### ● 漁港周辺地区

古平漁港の周辺には基幹産業の水産加工業が集積しており、今後とも重要な産業拠点として環境整備の充実を図ります。

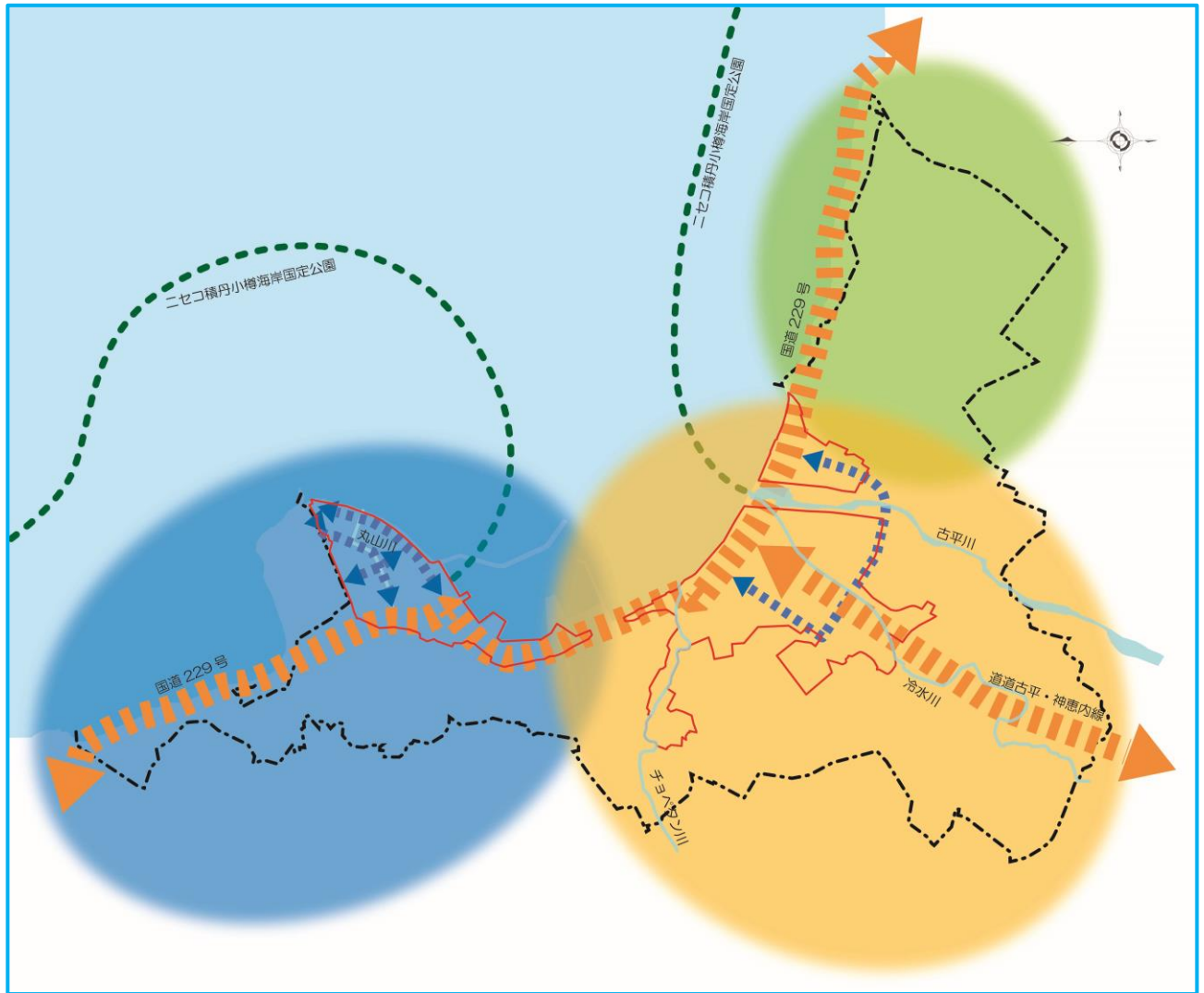
#### ● 家族旅行村周辺地区

歌棄町の家族旅行村は本町の観光拠点として、西部地域にある「ふるびら温泉」と連携し、来訪者のニーズに合わせた整備を進めていきます。

※ 以上に加え“誰もが安心して暮らせるまち”を推進するとの観点から、児童・高齢者・障がい者（民間）の3つ福祉施設についてサブ拠点として位置付け、相互及び地域との連携の充実を図ります。

※1 フットパス：森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと（Foot）ができるこみち（Path）のことです。

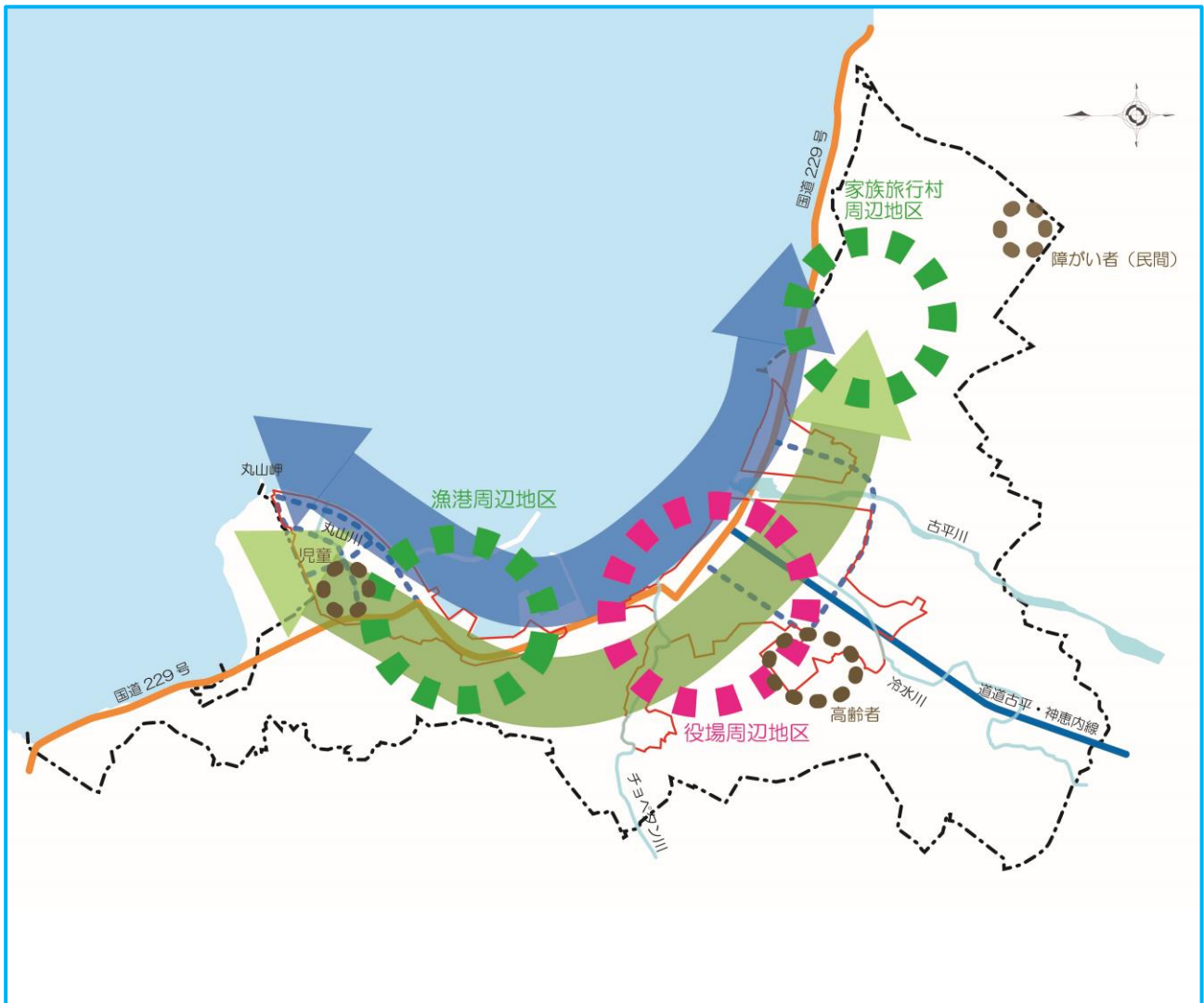
## 将来都市構造図（ゾーニング、骨格）



凡例

都市計画区域		
用途地域		
ゾーン	人と海との共生ゾーン	
	人と自然との交流ゾーン	
	人と人とのふれあいゾーン	
骨格	交通骨格	
	広域骨格	
	都市内骨格	
自然骨格		

### 将来都市構造図（軸・拠点）



凡例

都市計画区域		
用途地域		
主要幹線道路		
幹線道路		
補助幹線道路		
軸	緑の軸	
	観光レクリエーション軸	
拠点	都市拠点	
	産業・観光拠点	
サブ拠点	児童・高齢者・障がい者(民間)	

### 3-3 分野別の基本方針

#### 1.土地利用

##### ①都市計画区域

###### ●優良な農地との調和

浜町、栄町にある農業振興地域は健全な農業の維持と発展のため、その保全に努めます。特に農用地区域は「農業上の利用を図る土地」として、今後とも優良な農地として保全していきます。

###### ●自然災害防止の観点からの市街化抑制

沢江町および港町以西の丘陵部は小河川や沢が多く、溢水・湛水・がけ崩れなどの災害発生の可能性もあることから市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図ります。

###### ●良好な自然環境形成のための森林保全

市街地周辺の森林は防災機能を備えるとともに、農地・古平川などの緑地空間と合わせ、豊かな海を作りだす貴重な自然環境として維持、保全をしていきます。

##### ②用途地域

###### ●コンパクトで効率的・機能的な土地利用

優れた自然環境資源の保全や、適切な市街地規模を定め、農林漁業との調和を図り計画的でコンパクトな土地利用を図ります。国道のルート変更が行われた箇所や、建物更新等により土地利用に変化が見られる箇所については、用途規制の転換・純化・複合化を検討します。また公園は良好な都市環境を形成するうえで重要な緑であり、今後も適正に保全を図っていきます。

###### ●用途地域の配置

本町が目指す方向は漁業・観光を取り込んだ安全・安心なまちづくりであり、これらの施策に対応するため、漁港周辺や地域福祉センター付近、また建替えが行われた古平小学校などは必要に応じ用途地域を定め、適切な土地利用を図ります。

#### 【住居系用途の配置方針】

住宅地は東部地域と西部地域の2箇所を基本とし、地域の特色を踏まえ適切な機能分担を図るものとします。浜町、沢江町には小学校、中学校や町営住宅が立地しており、専用住宅地の配置と業務系や公共施設など日常利便施設や小規模な商業業務施設と住宅などが共存する中密度の一般住宅地とします。御崎町、本町は古平漁港が近く、水産加工に関連



する小規模施設も点在することから、複合的な土地利用を一定程度許容する一般住宅地とします。

■住宅地	●専用住宅地 (住宅中心)	戸建を中心とし、一部公住などの集合住宅を含む良好な低中層住宅地区を目指します。
	●一般住宅地 (他用途混在)	戸建、集合住宅と商業業務系施設などが混在する活力ある中層住宅地区を目指します。

### 【商業系用途の配置方針】

商業地は古くから中心市街地として発展してきた、浜町地区の国道 229 号と道道古平神恵内線の交差点から恵比須神社までの沿道を中心商業業務地として配置します。近年では消費者の町外流出、経営者の高齢化、空き店舗の増加などにより、厳しい経営状況となっています。今後は多様化する顧客ニーズに対応できる経営の体質強化や、観光と連携した地域ブランドの確立など、旅行者に立ち寄ってもらうための施策を推進します。港町、新地町の国道沿線及び浜町の中心商業業務地の南西に隣接する地区は地域住民の日常買い回り店など利便を図る地域商業業務地として位置づけます。

■商業地	●中心商業 業務地	店舗の老朽化や空き店舗の解消、多様化する顧客ニーズに対応でき、観光客も立ち寄れる魅力あふれる商店街の再生を目指します。
	●地域商業 業務地	地域住民の利便性の確保のため、日常買い回り店や業務施設の集積を目指します。

### 【工業系用途の配置方針】

工業地は古平漁港北側の入舟線沿道に漁業・水産加工業関連施設が集積していることから水産工業地として位置づけ、基幹産業として振興を図ります。中心商業業務地の北側と、道道古平神恵内線の沿線は古くから工業地として土地利用がされており、今後とも一般工業地として位置づけます。

■工業地	●水産工業地	漁港に隣接する全国でもトップクラスにあるタラコ加工を始めとした水産加工業は本町の基幹工業として、優良工業拠点を目指します。
	●一般工業地	自動車、建設関連や日常生活に関連する業務系施設も含めた一般工業の集積を目指す地区です。

## 2.交通

国道229号は昭和33年の開通以来、トンネル等の改善が続けられ町民生活と産業活動の基盤となる重要な都市施設として機能しており、今後とも維持・改善を要請していきます。市街地内の根幹的な道路のネットワークは、国道229号と道道古平神恵内線を骨格とし、それを補完する形で補助幹線を配置しますが、長期未着手の道路については将来交通量予測等を踏まえた見直し検討を行っていきます。また、防災に配慮した道路や町民の誰もが安心・安全で快適に利用できる歩道のバリアフリー化など、人にやさしい道路環境づくりを目指します。さらに、町民の日常生活に重要な役割を担っている路線バスなど、身近な公共交通機関の充実を図ります。

### 交通施設整備方針

■ 広域幹線道路の維持・改善	国道や道道を骨格とし、交通の利便性の向上となるよう都市計画道路網を定め、国及び北海道との調整を図りながら幹線道路網の形成に努めます。
■ 防災に資する道路網の整備	防災拠点となる施設に至る町道等については、幹線道路とのアクセスを考慮し、整備を推進していきます。また、橋梁については、長寿命化計画の実施により適正に維持管理していきます。
■ 安全で安心して歩ける道路の整備	町民の誰もが安心・安全で快適に利用できる歩道のバリアフリー化など、人にやさしい道路環境づくりを目指します。また、豊かな自然景観を楽しむフットパスルートを形成し、町民や来訪者の健康増進を図っていきます。
■ 公共交通機関の確保と利用促進	町民の日常生活に重要な役割を担っている路線バスとコミュニティバスの連携など、身近な公共交通機関の充実を図っていきます。



西部地域市街地



西大通線

### 3. 住環境・自然環境

#### ■住宅・住宅地における住環境の向上に関する方針

本町では公営住宅の依存度が高いことから、町民の誰もが住み慣れた地域に安心・安全・快適に暮らすことができるよう、公営住宅の質的向上を図ります。また、文化会館や武道館、元気プラザ、ふるびら幼児センター、B&G海洋センターなどの公共施設は、都市生活を支える上で重要な施設であることから、積極的な活用策をたてると同時に施設更新時には機能の集約化・複合化など適正な配置となるよう努めます。

#### 住宅・住宅地の整備方針

■公営住宅等の質的向上	公営住宅は、災害に強い家づくりや景観に配慮したデザイン・色彩や、高齢者が安心・安全に暮らせるようバリアフリー仕様にもとづき計画的に整備・改善していきます。また、保健・医療・福祉分野における公共施設はユニバーサルデザイン※1による施設づくりを進めます。
■多様化する需要に対応した住宅供給	町民のライフスタイル(生活様式)の多様化に伴い住宅需要も多様化しているため、子育て世代を中心とした多様な住宅供給を目指します。
■公共施設の有効活用と適切な配置	公共施設は有効活用を図るとともに、町民の利便性を考慮し、施設更新時には機能の集約化・複合化など適正な配置となるよう努め、地域間利用も活発となるよう交通網の整備と連携しつつ、町民サービスの向上に努めます。
■上水道の安定供給	安全でおいしい水を今後とも安定的に供給するため、水質・管施設などの維持、改善に努めます。

#### ■自然環境に配慮した都市機能の向上に関する方針

下水道は都市衛生環境の向上、さらに自然環境を保護するための水質保全に重要な都市施設であり、快適で文化的な住環境を確保するため、施設の計画的な整備と利用促進を図ります。河川については、地域住民が安心して生活できるよう自然災害の発生を防止するため、計画的な治水施設の整備を図るとともに、生活に潤いをもたらす貴重な自然資源として積極的に利活用を図ります。また、環境に配慮した廃棄物処理の推進のため適切な施設整備などを推進していきます。

公園は、町民にとって憩いとやすらぎの場であるとともに交流とふれあいの場でもあることから、適正な配置や緑化など総合的な推進を図ります。公園施設は町民の誰もが快適に利用できるよう、バリアフリー化の促進やユニバーサルデザインを基本とした整備に努めます。緑地は、自然と人・都市との調和、共生などの多面的な機能を有し、町民に憩いとうるおいを与える重要なものです。これらの配置整備にあたっては都市景観と連携・調和を図りながら、緑豊かな環境となるような緑化の推進を進めます。

※1 ユニバーサルデザイン：文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

### 下水道・河川等整備方針

<p>■施設の整備及び維持管理</p>	<p>下水道については、生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに接続率の向上に努めます。</p> <p>古平川・古平冷水川は防災・治水機能を高めるほか、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用のため、堤防等の改修を要請していきます。町が管理する河川については、危険箇所の早期発見・改修に努めながら、通常の維持管理について町民が参加する仕組みを検討していきます。</p>
<p>■ごみの排出抑制と再資源化の推進</p>	<p>環境への負荷を考慮した循環型社会の構築を進めるためには「3R<sup>※1</sup>の推進」という観点が必要であることから、様々な活動を通じて環境問題やごみ処理意識の啓発を図るとともに、適正処理体制の確立を図ります。</p>

### 公園・緑地施設整備方針

<p>■公園・緑地の整備及び維持管理</p>	<p>街区公園は地域の身近な緑地空間として、子供から大人までが楽しめる施設整備を、地区公園は地区住民の日常的な屋外レクリエーション活動や災害時の避難場所として利用できる施設整備を推進、維持管理していきます。また、古平川の河口付近は隣接地区公園と一帯となった活用について検討していきます。</p>
<p>■都市施設・公共施設など周辺的环境整備</p>	<p>道路の植樹・河川などは線的緑地に区分されます。また、公共公益施設内の植樹等も都市の貴重な緑地として位置づけられ、自然を活かした市街地形成を目指し、整備・保全を図ることとします。</p>
<p>■緑化活動の推進</p>	<p>花づくり、庭づくりなど様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚のため、町民・事業者・行政が一体となった緑化推進体制の構築や、緑化に関する計画・事業に対して町民・事業者が参加できる場の設定を行っていきます。</p>



下水道管理センター



新栄団地

※1 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称です。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。リユースとは、使える物は、繰り返し使うことです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。

#### 4.防災

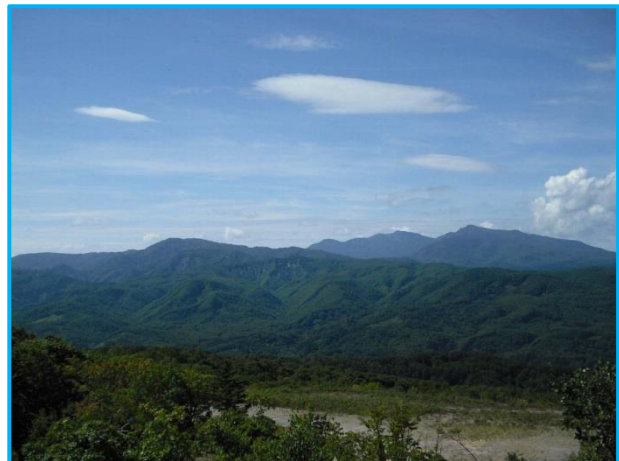
平成23年3月の東日本大震災は様々な教訓を残しました。本町は比較的災害の少ない地域ですが、万が一災害が発生した場合に町民の生命・財産を守るため、古平町地域防災計画に基づき避難路や重要な防災拠点となる避難施設の整備を図ります。また災害時のライフライン確保など、災害に強い都市基盤の整備を図ります。さらに、地震・水害・火災などの災害の未然防止と被害軽減、及び応急活動体制の確保のため国・道や近隣市町村との連携を強化し、いつ起きるかわからない災害への予防対策や防災・減災意識の普及・啓発を図ります。

##### 都市防災方針

<p>■災害時における避難対策の充実</p>	<p>幹線道路を中心とした主要避難路の整備推進や、避難場所・避難施設の整備充実を図るとともに、一時的な避難場所の役割を果たす公園・緑地の計画的な整備を図ります。また、あらゆる災害に対応できる消防・防災体制や情報伝達体制の整備を推進します。</p>
<p>■災害防止対策の充実</p>	<p>自然環境との調和や水質などの保全に留意しながら、河川の整備促進、急傾斜地崩壊や地滑り対策など、山地災害防止対策の促進を図ります。また町民の防災・減災意識の向上のため、定期的な避難訓練を実施していきます。</p>



北後志消防組合古平支署



森林地域

## 5.景観

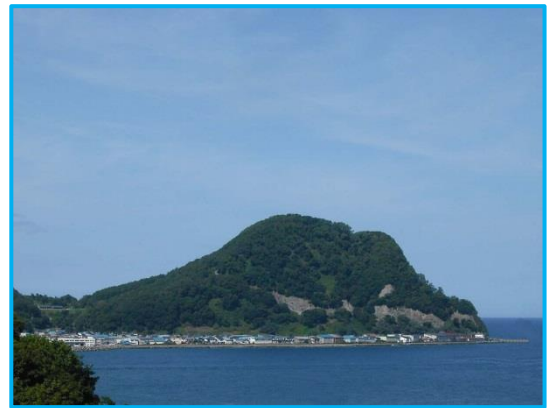
都市景観は、その都市の環境・文化・歴史などを表すもので、近年のまちづくりではその重要性が増しています。したがって本町においても、町民・事業者・行政が一体となり、都市緑化と連携・調和を図りながら二セコ積丹小樽海岸国定公園を取り込んだ、個性と魅力にあふれた街並み景観づくりを目指すこととします。

### 良好な景観の形成に関する方針

<p>■潤いのある市街地景観づくり</p>	<p>自然景観、田園風景、沿道景観及び市街地景観の特色に配慮しながら、これらの景観が、広域的なまとまりのなかで、連続性を保ちながら一体となって、本町の潤いのある美しい景観を形成することができるような景観づくりを進めます。</p>
<p>■地域特性を活かした景観資源の整備</p>	<p>奇岩が織りなす本町の海岸沿線は、まちづくりや観光などの地域の産業にとって重要な資源です。景観資源が、持続可能な地域づくりに資することを目的として、その価値を高め、まちづくりや産業の振興に有効に活用されるよう、必要な整備が図られるように努めます。</p>
<p>■景観の総合的な質を高めるための景観づくり</p>	<p>今後、良好な景観を保全するため、景観行政団体へ移行を検討し、景観計画を策定することで、景観を阻害する建築物や工作物などについて必要な規制をするなど、景観の総合的な質の向上を図ります。</p>
<p>■協働による多様な景観づくり</p>	<p>風土や歴史・文化を大切にした多様な景観づくりは、町民・事業者等との協働によってのみ可能となる事から、参加体制の構築を推進していきます。</p>



二セコ積丹小樽海岸国定公園



丸山